

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新調達支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この実施要領は、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新事業調達支援業務を委託するにあたり、最も適切な業者を当該事業の契約候補者として選定することを目的として実施するもの。

2 公募型プロポーザル方式の適用理由及び見込まれる導入効果

公募型プロポーザルは、機会均等であり公平性・経済性の原則を維持し、契約候補者の特定ができることから、価格競争だけではなく、企画提案や技術力などを総合的に判断して、最適な契約候補者を選定できる方法であり、より優れた事業者を選定でき、更なる業務の質の向上が図れるもの。

3 事業概要

(1) 業務名

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新調達支援業務委託

(2) 業務内容

「高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新調達支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで

(4) 履行場所

奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3  
奈良県広域消防組合消防本部 警防部通信指令課

(5) 提案限度額（上限）

96,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
（令和8年度 66,000,000 円、令和9年度 30,800,000 円）

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

4 事業担当課

〒634-0816 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3  
奈良県広域消防組合消防本部 総務部財政課契約係  
電 話 0744-26-0119  
F A X 0744-21-6625  
E-mail : zaisei@naraksk119.jp

5 参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 奈良県広域消防組合に役務で『⑬電算業務 1 ソフトウェア開発』、又は『⑳その他役務 99 そ

の他何れにも該当しない役務』の入札に参加する者として登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良県広域消防組合において入札参加停止等措置要綱第 3 条の規定による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和元年以降に以下の実績を有すること。また、実績証明として契約書の写し等を提出すること。
  - ア 令和元年以降に高機能消防指令センター（Ⅲ型）の設計又は調達（発注）支援業務について、地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した実績があること。
  - イ 令和元年以降に消防救急デジタル無線の設計又は調達（発注）支援業務について、地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した実績があること。
- (5) 本仕様書の配布日から起算し、過去 5 年間に国又は地方公共団体、その他公共団体が発注する建設工事、委託業務等において、指名停止、契約解除等の措置を受けていないこと。

## 6 参加辞退

参加表明書を提出後に参加資格を喪失した場合又は参加を辞退する場合は、速やかに「4 事業担当課」へ辞退届〔様式 6〕を郵送すること。

## 7 選定スケジュール

内 容	時 期
公告	令和 8 年 3 月 5 日（木）
質疑書の提出期限	令和 8 年 3 月 12 日（木）12 時まで
参加表明書の提出期限	令和 8 年 3 月 19 日（木）17 時まで
参加資格確認結果通知書の送付	資格確認後、速やかに発送
質疑の回答	令和 8 年 3 月 27 日（金）17 時まで
企画提案書の提出期限	令和 8 年 4 月 6 日（月）17 時まで
プロポーザル審査	令和 8 年 4 月 14 日（火）
審査結果の通知	令和 8 年 4 月下旬（予定）
契約の締結、結果公表	令和 8 年 5 月中旬（予定）

## 8 実施手順

### (1) 参加表明書の提出

- ア 提出期限  
令和 8 年 3 月 19 日（木）17 時まで
- イ 提出場所  
前記 4 の事業担当課
- ウ 提出方法

持参（閉庁日を除く 9時から 17時までに提出すること）又は郵送（郵送による場合は簡易書留郵便又は一般書留で、期限までに必着のこと）にて提出すること。

エ 提出書類

- (ア) 参加表明書〔様式 1〕
- (イ) 会社概要書〔様式 1-1〕
- (ウ) 履行実績調書〔様式 1-2〕

(2) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知書を発送する。

(3) 質疑書の提出及び回答

質疑はFAXによるものとし、送信後は電話により到着確認を行うこと。質疑書〔様式 2〕を使用すること。

ア 質疑書の提出期限

令和 8 年 3 月 12 日（木）12時まで

イ 提出場所

前記 4 の事業担当課

F A X 0744-21-6625

ウ 到着確認連絡先

電 話 0744-26-0119

エ 回答方法

令和 8 年 3 月 27 日（金）17時までに参加資格者全員にFAXにより回答する。

オ その他

- (ア) 質疑書の提出期限を過ぎて届いた質疑書は受け付けない。
- (イ) 質疑が 1 件に達しなかった場合、回答は行わない。
- (ウ) 仕様書に関する質疑のみ受け付ける。
- (エ) 電話、電子メール及び口頭による質疑並びに採点方法等の審査に支障をきたす質疑は受け付けない。
- (オ) 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備事業 基本構想の内容に係る質疑についても原則として受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

下記の書類を正本 1 部、副本 10 部提出すること。

- (ア) 企画提案書等提出書〔様式 3〕
- (イ) 業務実施体制〔様式 4〕
- (ウ) 予定技術者の経歴等（主担当技術者・担当技術者・照査技術者）〔様式 5〕
- (エ) 業務実施工程表〔任意様式、詳細は別紙 1 「企画提案書等作成要領」参照〕
- (オ) 企画提案書〔任意様式、詳細は別紙 1 「企画提案書等作成要領」参照〕
- (カ) 概算費用見積書〔任意様式、詳細は別紙 1 「企画提案書等作成要領」参照〕
- (キ) 調達支援業務委託〔基本設計・契約支援〕契約用仕様書案

イ 企画提案書の作成方法

各書類の作成方法については、別紙1「企画提案書等作成要領」に示す。

ウ 提出期限

令和8年4月6日（月）17時まで

エ 提出場所

前記4の事業担当課

オ 提出方法

持参（閉庁日を除く9時から17時までに提出すること）又は郵送（郵送による場合は簡易書留郵便又は一般書留で、期限までに必着のこと）にて提出すること。

カ 提案にあたっての留意事項

（ア）システムの整備事業は、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）とする。

（イ）システムの整備事業における入札方式は、公募型プロポーザル方式とする。

（ウ）システムの構築場所は、消防本部庁舎4階で現地入れ替えとする。

（エ）システムに関する基本方針等は別紙2「高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備事業 基本構想」に示す。

（オ）システムの整備事業（実施設計・施工一括）に併せて、別事業として構築管理業務委託を予定している。

キ その他

（ア）受領した提出物は返却しない。また、原則として受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。

（イ）提出された企画提案書等の内容について、問い合わせを行う場合があることを了承すること。

（ウ）企画提案書は1者1提案とする。

(5) プロポーザル審査

ア 日程等

（ア）実施日時 令和8年4月14日（火）

各参加者の参集時間は、プロポーザル審査参集通知書をもって回報する。

（イ）実施場所 奈良県橿原市慈明寺町149番地の3

奈良県広域消防組合消防本部5階 作戦室・議場

（ウ）参集場所 奈良県橿原市慈明寺町149番地の3

奈良県広域消防組合消防本部5階 小会議室

（エ）出席者等 参加人数は、1者あたり3名までとし、配置予定の主担当技術者及び担当技術者が行うこととする。また、様式4「業務実施体制」に記載のない者は参加してはならない。

（オ）持参物 参加資格確認結果通知書、社員証、名刺（参加者全員分）

（カ）持ち時間 1者あたり、45分程度とする（企画提案書の説明約20分、質疑応答約25分とする）。

（キ）機器類等 80インチモニター、HDMIケーブル、延長コードは発注者側で準備する。その

他必要な機器類は、各参加者で準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン等を持参することも可能とする。

#### イ 審査方法

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新調達支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、提案内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し特定する。

(ア) 企画提案書の審査は、公平かつ客観的に行うため、審査委員会において審査基準(別紙3 評価項目表)に基づいて行う。

(イ) 審査委員7名による採点を行う。

(ウ) 審査基準(別紙3 評価項目表)の配点は、技術点140点、価格点10点とし、審査委員1名につき合計150点満点とする。

(エ) 審査の結果、評価項目表の(1)～(15)の項目の合計得点が最も高い者を契約候補者とする。

(オ) 価格点の計算方法は $10 \times (1 - \text{提案価格} / \text{契約上限額}) = \text{価格点}$ とする。

なお、小数点以下は切り捨てる。

(カ) 合計得点が同点であった場合は、評価項目表の(1)～(14)の項目の合計得点が最も高い者を契約候補者とする。さらに同点の場合は、審査委員会による合議又は多数決により契約候補者を特定する。

(キ) 企画提案者が1者の場合は、その企画提案者が契約候補者として適しているか否かを審査委員会で審議する。ただし、合計得点が最低限の水準(総計の5割)に満たない場合は、特定の対象外とする。

#### (6) 契約候補者の失格

契約候補者を特定するまでに、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 参加資格を満たさなくなった場合

イ 契約の履行が困難と認められた場合

ウ 契約候補者がプロポーザル審査に出席しない場合

エ 見積額が契約上限額を超過している場合

オ 審査委員会で、本事業の履行にふさわしくないと認められた場合

#### (7) 審査結果の通知

審査結果は令和8年4月下旬(予定)に、得点及び順位を記載した審査結果通知書を郵送する。

なお、当組合ホームページにおいても審査結果を公表する。

#### (8) 契約手続き等

ア 契約候補者と提案内容に基づく契約内容詳細を定めた委託仕様書を作成のうえ、契約候補者を相手方とした随意契約に係る協議を行い、契約を締結する。委託仕様書や価格等については、提案内容から一部変更を求めることがある。

イ 契約候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を契約候補者として特定し、契約交渉を行うことがある。

#### (9) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- ウ 企画提案書は、契約候補者の特定の目的以外には無断で使用しない。